

# 令和6年度 静岡県知事指定

◆静岡県の「建築士等を対象とする研修の指定に関する要綱」により、知事指定を受けた研修会です◆

(知事指定 令和6年6月17日 住づ第143号)

## 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」

主 催 一般社団法人静岡県建築士事務所協会  
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

建築士事務所の業務に責任を持ち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士法第27条の2第7項に基づき実施する研修であり、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容で、5年ごとの事務所登録の更新に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目的としています。

管理建築士については所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくこととなります。また、建築士でない開設者にとっては法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

### ※1 建築士法第27条の2第7項（建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会）

建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、建築士事務所の業務の適正化を図るための建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならない。

### 【注意事項】

本研修会は法定講習（建築士法第22条の2に基づく「建築士定期講習」、同第24条第2項に基づく「管理建築士講習」）ではありません。

任意で受けて頂く研修会となります。本研修を受講したことにより、法定講習の受講を免除されるものではありません。

■対象者 静岡県知事の登録を受けている下記建築士事務所の開設者、管理建築士等  
・令和7年4月1日から令和8年3月31日までに更新申請をする事務所  
・令和5年8月以降に新規登録した事務所 ・本研修会の受講を希望する方

■日 時 令和6年11月5日（火）10時00分～16時40分（受付：9時45分～）

■会 場 静岡県男女共同参画センターあざれあ2F 大会議室  
(静岡市駿河区馬淵1丁目17-1 静岡駅北口より徒歩約10分) ※専用駐車場はありません。

■受講料 一 般 16,000円（税込・テキスト代含む）  
(一社)静岡県建築士事務所協会会員 13,000円（税込・テキスト代含む）

■定 員 50名 ■テキスト 「建築士事務所の経営と展望」

■CPD認定 本研修会はCPD制度の認定プログラムとして申請予定です。（5単位予定）

- 申込方法 ①受講申込書に必要事項を記入し、受講料をお振込みいただいた後、FAX または郵送にてお申込み下さい。
- ②受付後、受講票を FAX (無い方はメール) にて送付しますので、講習当日ご持参下さい。  
 ※事務局より講習日の1週間前までに受講票が届かない場合はご連絡下さい。  
 ※振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。  
 ※一度納入された受講料は返金出来ませんので、ご了承下さい。

■振込先 (郵便局) ※郵便局に備え付けの払込取扱票をご利用下さい。

【口座番号】00870-1-92740

【加入者名】(一社) 静岡県建築士事務所協会

【通信欄】「11/5 管理研修会」と明記願います。

(銀行)

ゆうちょ銀行 ○八九店 当座 0092740

シャ) シズオカケンケンチクシジムショキョウカイ

■申込締切 令和6年10月11日(金) ※定員になり次第締め切ります。

■時間割 (予定)

時間	講義内容	講師
9:45~10:00	受付	
10:00~10:05	注意事項の説明 (研修会の趣旨説明)	
10:05~10:35	第1章 建築士事務所の責務と展望 ①建築士事務所の責務と倫理 ②設計・監理業務の流れと多様化する役割への対応	(一社) 静岡県建築士事務所協会
10:35~10:45	休憩	
10:45~11:45	第2章 これからの建築士事務所経営 ①建築士事務所と建設市場をめぐる課題 ②事務所経営の課題	(一社) 静岡県建築士事務所協会
11:45~13:00	昼食 ※各自ご用意ください (会場内飲食可)	
13:00~13:55	第3章 建築士事務所の業務の新しい動向 ①変化する社会的ニーズ・期待 ②安全安心への取り組み ③環境配慮への対応	(一社) 静岡県建築士事務所協会
13:55~14:05	休憩	
14:05~15:00	第3章 建築士事務所の業務の新しい動向 ④建築ストック活用 ⑤まちづくり	(一社) 静岡県建築士事務所協会
15:00~15:10	休憩	
15:10~15:50	第4章 トラブル対応とリスク管理	(有) 日事連サービス
15:50~16:00	休憩	
16:00~16:30	建築士事務所の立入検査	静岡県住まいづくり課
16:30~16:40	確認シート・受講証明書の配布	

(問合せ先)

一般社団法人静岡県建築士事務所協会

〒420-0853 静岡市葵区追手町 2-12 静岡安藤ハザマビル 7F TEL:054-255-8931/FAX:054-255-8955

(FAX) 054-255-8955

(一社)静岡県建築士事務所協会 御中

令和6年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」受講申込書

受 講 者	フリガナ 氏 名	(姓)	(名)	生年月日		性別
				昭和 平成	年 月 日	男・女
	開設者・管理建築士	1. 開設者である(管理建築士でない) 3. 管理建築士である(開設者でない)		2. 開設者であり、管理建築士である 4. 前記以外		
	建築士資格	1. 一級建築士 2. 二級建築士 3. 木造建築士 4. 建築士でない				
建築士登録番号	国土交通大臣登録 第 号		都道府県知事登録 第 号			
勤 務 先 建 築 士 事 務 所	事務所名	(フリガナ)			種別	1. 一級 2. 二級 3. 木造
	所在地	〒 ( )				
	電話	-	-	FAX	-	-
	E-mail					
	現事務所 登録年月日	年 月 日	建築士事務所 登録番号	静岡県知事登録 ( ) 第 号		
静岡県建築士事務所協会		1. 会員である		2. 会員でない		
受 講 料 (税/テキスト代含)	<input type="checkbox"/> 16,000円(一般)		振込先	<input type="checkbox"/> 郵便局 <input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行		
	<input type="checkbox"/> 13,000円(静岡県建築士事務所協会会員)		振込日	月 日		

○本申込書により受講証明書を作成し、受講履歴を管理しますので、太枠内は正確にご記入下さい。

○受講者の講習日現在として必要箇所の記入、該当する番号を囲む、チェック等お願いします。

○講習日当日は受講票を必ずお持ち下さい。テキストは当日配布します。

※受講申込書に関する個人情報の取り扱いについて

本申込書により取得した受講者にかかわる個人情報は、(一社)静岡県建築士事務所協会および(一社)日本建築士事務所協会連合会が研修を実施するにあたり、受講証明書の発行、受講履歴の管理、および研修会の案内のみに使用させていただきます。

事務局使用欄	受付日	受講票発行日	受講番号

# 建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

## ■管理研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に行ううえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

## ■管理建築士にとっては

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

## ■建築士でない開設者にとっては

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

## ■管理研修会の意義と受講イメージ

	講習の受講義務	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
建築士事務所に所属する建築士	建築士定期講習 (3年ごとの受講義務)	受講間隔3年			建築士定期講習	受講間隔3年			建築士定期講習	受講間隔3年		
管理建築士	管理建築士講習 (1度のみの受講義務)	管理建築士講習	現行の法定講習では斜線範囲の学習機会がないため定期的な管理研修会の受講が継続的な資質の維持・向上に有効と考えられます。									
建築士でない開設者	なし											

### 標準的な受講イメージ

管理建築士	開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会 (事務所登録の更新に合わせて5年ごとの受講を勧奨)	管理建築士講習	受講間隔5年				管理研修会	受講間隔5年				管理研修会
建築士でない開設者		管理研修会	受講間隔5年				管理研修会	受講間隔5年				管理研修会

■お問い合わせ  
 一般社団法人 静岡県建築士事務所協会  
 〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 静岡安藤ハザマビル7階  
 TEL : 054-255-8931 FAX : 054-255-8955  
 URL : <https://www.shijikyo.or.jp/>